



# 令和7年4月から 下水道使用料等を改定します

## 愛西市下水道事業の現状

近年の下水道事業を取り巻く環境は厳しく、人口減少に伴う収入減少が見込まれる中、老朽化施設等の改築・更新や災害対策は急務となっています。

農業集落排水処理施設およびコミュニティ・プラント処理施設の下水道使用料については、3区域(佐屋・立田・八開)の基本使用料および算定方法が異なり排水量に対する使用料に差が生じておりました。地域し尿処理施設の3団地(東八幡・西八幡・諸桑)においても同様です。

## 下水道使用料等検討委員会

令和5年度に当委員会を開催し審議を重ね、答申書が提出されました。この結果に基づき、令和6年3月定例会に下水道使用料等改定に係る議案を上程し、審議の結果、以下のとおり議決されました。

愛西市下水道事業としては、経費削減などの取組を実施し、将来にわたり「良好な環境・快適な暮らしを安定的に提供する下水道」の実現に向けて努めてまいります。

## ■農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント処理施設および地域し尿処理施設

【新旧対照表】

(消費税及び地方消費税を含む)

1使用月当たり		改定前					改定後
区域名		佐屋	立田	八開 (一般用)	佐織		全区域
					東八幡	西八幡 諸桑	
基本使用料 (単位)		1,320円	1,650円	2,723円	3,500円	4,700円 4,300円	1,320円
		円/10m <sup>3</sup>		1世帯当たり	1世帯当たり 1世帯(2人)		
10m <sup>3</sup> 超		132円	143円				
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	0m <sup>3</sup> 超 ~ 10m <sup>3</sup> まで	/		世帯員 1人当たり 680円 (一般用)	なし		33円
	10m <sup>3</sup> 超~ 50m <sup>3</sup> まで						満15歳 以上で
	50m <sup>3</sup> 超~ 100m <sup>3</sup> まで						1人500円、 2人以上
	100m <sup>3</sup> 超~ 500m <sup>3</sup> まで						1,000円 まで
	500m <sup>3</sup> 超						
温泉等使用料 加算		1人まで 300円 2人目から 1人当たり 200円	1使用月 につき 使用水量に 1人当たり 3m <sup>3</sup> を加算	なし	なし		※1
維持管理分担金		1,320円	1,650円	2,723円	なし		なし

- ※1・水道水以外の水を使用した場合は、1使用月につき1人当たり6m<sup>3</sup>として下水道使用料を算出  
 ・水道水と水道水以外の水を併用して使用した場合は、1使用月につき使用水量に1人当たり3m<sup>3</sup>を加算して下水道使用料を算出